

長野県 令和8年度 外国人介護人材活用支援事業

介護外国人材の受入れ Q & A



よくある質問にお答えします！

はじめての介護外国人材の受入れ



はじめて介護外国人材を受入れる介護事業者向けのQ&A集です。
採用～入社後の定着・活躍支援まで、よくある質問をまとめています！

Q1 外国人材が介護で就労できる在留資格と制度を知りたい。

👉 詳しくチェック

A 現在、介護外国人材を受入れることができる仕組みは、以下4つの制度があります。各制度の概要については以下の通りです。
[外国人介護人材の受入れについて | 厚生労働省](#)



EPA (経済連携協定/ 特定活動)

インドネシア、フィリピン、ベトナムのそれぞれの国と二国間の経済連携協定に基づき、年度ごとに外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れをしており、就労を通じて、日本の介護福祉士国家資格取得を目指していただく制度です。

介護や看護について一定の知識を持った人材が、日本語教育を受けたのちに技能研修として日本で就労するため、比較的高い介護技能やコミュニケーション能力を期待できます。

[インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて | 厚生労働省](#)

■ EPAの受入れ方法

EPAは、公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）が日本国内の医療法人や社会福祉法人を対象に候補者のあっせん業務を担っています。

受入れの募集は、年1回、一定の要件を満たした施設が応募することが可能です。毎年各国からの受入れ人数制限が設定されています。

<https://jicwels.or.jp/>

👉 詳しくチェック



在留資格「介護」

介護福祉士養成施設の修了*や、介護福祉士国家試験の合格により申請できます。

*令和9年度以降に介護福祉士養成施設を修了する場合、修了に加えて国家試験に合格する必要があります。

[介護福祉士資格を取得した外国人の方に対する在留資格「介護」の付与について | 厚生労働省](#)

👉 詳しくチェック



[在留資格「介護」の概要 | 厚生労働省](#)

👉 詳しくチェック



技能実習

開発途上国などの人材を企業が受入れ、技術・知識の習得を通じて、母国の人材育成や経済発展に役立ててもらうための制度です。講習を受けた後に受入れ先企業に雇用され、指導員の元で実習を受けます。実習先・監理団体がともに“優良”の認定を受け、かつ試験に合格すると最長5年まで実習が可能となります。

[介護職種の技能実習制度について | 厚生労働省](#)



👉 詳しくチェック

■ 育成就労について

技能実習制度は廃止となり、2027年4月1日頃（施行予定）より育成就労制度に変わります。

[育成就労制度・特定技能制度 | 出入国在留管理庁](#)



👉 詳しくチェック

特定技能1号

深刻化する人手不足の産業分野において、一定の専門的な知識・技能を持つ外国人材の方に就労し、活躍してもらうための在留資格です。合計で5年間働くことが可能です。

[介護分野における特定技能外国人の受入れについて | 厚生労働省](#)



👉 詳しくチェック

■ 受入れ対象施設

介護分野の1号特定技能外国人を受入れる事業所は、介護等の業務を行う以下の対象施設に該当する必要があります。

[対象施設](#)



👉 詳しくチェック

■ 協議会について

「特定技能」で外国人材を受入れる法人は、地方出入国在留管理局での在留諸申請を行う前に、「介護分野における特定技能協議会」の構成員となり、当該外国人材の受入事業所情報が登録された入会証明書の発行を受けることが必要となります。

[「介護分野における特定技能協議会」手続きの流れ](#)



👉 詳しくチェック

■ 特定技能制度の説明

厚生労働省補助事業「外国人介護人材相談支援事業」（実施主体：公益社団法人国際厚生事業団）にて、介護分野における特定技能制度に関する説明動画を作成しておりますので、ご紹介します。説明動画は、以下のサイトをご覧ください。

[介護分野における特定技能制度について | 国際厚生事業団](#)

[介護分野における特定技能制度説明会 | 国際厚生事業団](#)



👉 詳しくチェック

上記以外

身分・地位に基づく在留資格である永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者は、就労活動の制限なく日本で働くことができます。また、留学生が資格外活動許可を受けた場合には、原則1週間につき28時間以内のアルバイトが認められます。

Q2 「特定技能」と「技能実習」の違いは何ですか？

A 特定技能は、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるための在留資格で、日本語能力と介護分野に属する相当程度の知識が求められます。一方、技能実習は、日本の技術や技能を習得し、母国で活躍することを通じた国際貢献を目的とした制度です。そのため、日本入国後に、技術や日本語などの研修を受けることが義務となっています。在留資格の目的をはじめ、在留期間や転職など様々な違いがあります。

在留資格の比較

	技能実習	特定技能
在留できる年数	最大5年（1号1年/2号2年/3号2年）	1号＝通算5年
夜勤	条件付きで可能	○
訪問サービス	×	○

Q3 在留資格「介護」を取得するには、どうしたらできますか。

A 在留資格「介護」を取得するためには、介護福祉士国家試験に合格していることが必要です。

[公益財団法人 社会福祉振興・試験センター](#)



👉 詳しくチェック

Q4 介護外国人材を事業所で受入れる場合、受入れ人数に上限はありますか。

A 事業所で受け入れることができる特定技能1号の外国人材は、事業所単位で日本人等の常勤介護職員の総数を上限とすることと定められています。（分野別運用方針）

技能実習生を受け入れる場合は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定されています。常勤介護職員の総数が上限です。

Q5 特定技能1号外国人材が5年間就労した後、一定の期間帰国すれば、再度、特定技能1号としてさらに5年間受入れすることは可能ですか。

A 特定技能1号で就労できる期間は、5年が上限となるため、再度の受入れはできません。

Q6 技能実習生は、帰国しなければならない期間があると聞きました。帰国は、必ずしなければならないのでしょうか？

A 技能実習生は、第2号技能実習の終了後、第3号技能実習を開始するまでの間、又は第3号技能実習開始後1年以内に、技能実習生は必ず1か月以上の一時帰国しなければならない。なお、技能実習から特定技能1号へ移行する場合、法律による一時帰国の義務はありません。

Q7 日本語の教育は、どうしたらよいですか。

A 介護特有の専門用語などは、フリガナや、やさしい日本で記載した用語の一覧などを作成することも有効です。

現場で口頭にて指導するだけでなく、動画なども活用しながら外国人材自身が学べるようサポートしましょう。

また、民間で扱う語学学習アプリやオンラインでのレッスン、自治体で行う日本語教室など、自社だけでなく外部サポートも活用を検討しましょう。



Q8 外国人材を採用するメリットは何ですか？

A 深刻な人手不足の解消と、若く意欲的な人材の確保です。

ホスピタリティにあふれる人材が多く、丁寧な対応が利用者の安心感や笑顔を引き出し、施設全体のサービスの質向上や職場の活性化にもつながります。

Q9 外国人材とのコミュニケーションで気をつけることはありますか。

A 日本人同士のコミュニケーションでは、空気を読む、暗黙的に相手を理解することもありますが、これも日本文化の1つです。

外国人材とのコミュニケーションでは、曖昧な言葉や熟語などは使用せず、分かりやすく簡潔に伝えることでよいコミュニケーションに繋がります。



Q10 採用後、入社までどのくらいの期間がかかりますか？

A 採用する在留資格や国内・海外人材の募集方法、国籍により異なりますが、一般的には3ヶ月から半年程度かかることが多いです。
特に海外人材を採用する場合は、ビザ申請や入国手続きに時間を要するケースがあります。

技能実習の場合、面接後、諸手続きを経て入国後に講習の実施があるため、配属し、研修が開始できるまで10～12か月程の時間を要します。

Q11 採用後のサポートは必要ですか？

A 国内・海外からの受入れに関わらずサポートが必要です。特に、海外人材の場合、来日後の住居探し、役所手続き、銀行口座開設などの日本での生活支援が必要不可欠です。また、日本語学習の機会提供、日本文化や習慣に関する情報提供など、きめ細やかなサポートが長期就業、その後の定着の鍵となります。

Q12 外国人材が辞めてしまうことはありますか？

A 日本人と同様に、様々な理由で離職することはあります。適切なサポート体制が整っていれば、定着率は高まりますが、特にキャリアパスの提示やスキルアップの機会提供、困ったときに相談できる体制は重要です。一方、技能実習生の場合は、やむを得ない事情がある場合以外の転籍は認められません。

Q13 採用コストはどれくらいかかりますか？

A 海外から人材を採用する場合、紹介料等の初期費用のほかに渡航費用、ビザ申請費用、寮の準備、受入れ後の生活サポートなどの費用が発生します。また、在留資格の更新時には、更新に係る実費や必要な場合、申請代行の依頼費用などが発生します。技能実習生を受入れる場合、人材紹介料は発生しませんが、組合加入費や入国後の研修・講習費等が受入れ時の費用として発生します。

Q14 介護施設の利用者様は外国人材の受け入れに抵抗がありますか？

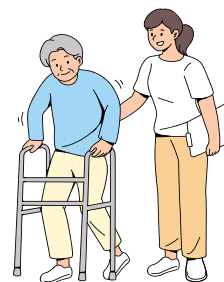
A 利用者様の多くは、若い世代の方が入ることを非常に喜んでくれる傾向にあります。また、利用者のご家族様にもご理解いただくことが非常に大切となります。外国人材の明るくひたむきな姿勢を理解していただけるよう、どんな国から来たのか、どうして日本に来たのかなど、外国人材と利用者様やご家族様との接点を増やし、積極的に情報提供を行うことも効果的な取組となるでしょう。

Q15 外国人介護人材の受入れに関する補助金がありますか？

A 長野県では、人材獲得に向けた補助、介護業務で活用できる機器購入の補助まで様々な補助事業があります。詳細は、県のホームページで確認することが可能です。

一例

- ・多言語翻訳機を導入する場合の経費
- ・外国人介護人材の受入施設による、住居借上に必要な経費
- ・海外現地での働きかけや、海外現地の学校との連携強化の取り組みに対する経費



もっと詳しく！





介護事業者向け役立つリンク集

介護外国人材受入れに関する情報を知りたい

厚生労働省補助事業の介護事業者・外国人介護人材等向けガイドブックのリンク集です。
[外国人介護人材の受入れについて](#) | 厚生労働省


在留資格	作成年	リンク集	QRコード
在留資格「介護」	R6年	専門性を活かして在留資格「介護」で働く外国人介護職員活躍のためのガイドブック 外部リンク先：公益社団法人日本介護福祉士会	
	R5年	専門性を活かして在留資格「介護」で働く外国人介護職員活躍事例集 外部リンク先：公益社団法人日本介護福祉士会	
技能実習	R3年	受入事業所のための介護技能実習生キャリア支援ガイド2022 外部リンク先：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
EPA 介護福祉士候補者	R4年	介護過程を理解するための手引き.indd 外部リンク先：公益社団法人国際厚生事業団	
特定技能	—	介護分野における特定技能外国人の受入れについて 外部リンク先：厚生労働省	
留学生	R5年	介護福祉士国家資格取得に向けた留学生指導についてのガイドライン 外部リンク先：公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会	
	R5年	介護福祉士国家資格取得に向けた留学生のための学習ハンドブック 外部リンク先：公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会	
制度共通	R2年	外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック 外部リンク先：厚生労働省	



外国人労働者の労務管理について知りたい

厚生労働省			
外国人労働者の人事・労務に関する3つの支援ツール	外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集	雇用管理に役立つ多言語用語集	モデル就業規則 優しい日本語版
			

介護外国人材向けの学習コンテンツを知りたい

介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ・テキスト集です。

公益社団法人日本介護福祉会	QRコード
「にほんごをまなぼう」日本語自律学習支援ツール（WEBコンテンツ） 日本の介護を学び、現場で働く外国人、そして日本の介護を伝える人のためのWebサイトです。	

厚生労働省	QRコード
外国人介護人材の受入れについて 厚生労働省 <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護の特定技能評価試験学習用テキスト ■ 外国人のための介護福祉専門用語集 ■ 外国人のための介護福祉士国家試験一問一答 ■ 「介護の日本語」テキスト <p>※テキスト言語 日本語・英語・クメール語・インドネシア語・ネパール語・モンゴル語・ビルマ語・ベトナム語・中国語・タイ語・ウズベク語・ベンガル語・ウルドゥー語・タガログ語</p>	 

出入国在留管理庁（入管・入管庁）とは？

外国人の出入国審査や在留審査などに関する手続きや日本に在留する外国人の管理、外国人の受け入れ環境の整備など、日本人の出入国・在留や外国人の管理などを行う行政機関です。
 在留手続きや在留支援、在留資格に関する様々な情報が発信されています。



長野県は、**東京出入国在留管理局**の管轄になります。
[東京出入国在留管理局 | 出入国在留管理庁](#)



外国人生活支援ポータルサイト

外国人や支援者にとって有用な情報を提供しています。

厚生労働省			
外国人生活支援ポータルサイト	生活・就労ガイドブック	在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン	生活オリエンテーション動画
			 ※16言語対応



県内事業所様は、どなたでも無料でご相談いただけます！



人手不足を相談、解決できるエキスパートをご紹介します

「求人を出しても応募がない」「採用してもすぐ辞めてしまう」

そんなお悩みを解消するため、多くの企業で外国人材の採用が進んでいます。

しかし、従業員が少ない企業様には雇用契約や雇用後の手続きなどハードルが高く、誰にも相談できないという声も。

そんな長野県内の企業様をサポートできる、外国人材採用の専門機関をご紹介します。

まずは、あなたの不安をお聞かせください。

人手不足ではあるけれど...

外国人材の受入れ・採用に不安がある長野県の企業様へ



何からはじめて良いかわからない

Y様 / 上田市の製造業



安心して任せられる人材紹介会社はどこ？

I様 / 伊那市の製造業



受入れ準備、言語問題は どうしたらいい？

K様 / 南佐久郡の農業



専門技術を習得した外国人材が欲しい

N様 / 長野市の介護施設

長野県外国人材受入企業マッチング支援デスクが**無料**でサポート！

外国人材採用に関する
ご相談への対応

外国人材採用に関する
セミナーのご案内

採用状況の
ヒアリング、フォロー

3者面談（企業様・専門
機関・支援デスク）



マッチング支援デスクとは

外国人材の雇用に関してトータルで相談できる長野県の専門窓口です。新規採用をご検討の方、過去の採用でうまくいかなかった企業様へ、専門機関と連携して採用から定着まで伴走支援いたします！

外国人材受入企業マッチング支援デスク



令和8年度 長野県委託事業
外国人介護人材活用支援事業

介護外国人材の受入れQ&A集

令和8年7月版

編集：

外国人介護人材活用支援事業 事務局

E-mail ADE.JP.nagano-kaigo@jp.adecco.com

電話番号 050-3666-0501

受付時間 9:30～17:30（土・日・祝日・年末年始除く）

※本事業は長野県より委託を受け、アデコ株式会社が運営しています。

